

# 構成員提出資料

- 安部委員 . . . . . 1
- 江口委員 . . . . . 3
- 栗原委員 . . . . . 10

# 安部委員

構成員意見（2020年11月17日）

西南学院大学 安部計彦

厚生労働省の調査研究事業の一つである「児童相談所の第三者評価」として、大阪府のある児童相談所で評価のプレ実施（試行）を行った。

<第三者評価の中で得た情報>

1) 児童福祉司養成システム（府として共通）

- ・増員ニーズは高いが、今年度は6つの児童相談所で20人の新人を受け入れた。
- ・数年前から、新人を3年かけて1人前に育てるプログラムを実施中
- ・新人職員のバーンアウト防止の意味もある（詳しくは江口委員にお願い）

2) 当該児童相談所の支援内容や子どもの権利擁護について、実際の事例を通して評価する中で、SVへのインタビュー

- ・SVは福祉司を3~4人抱えているが、みんなが迷っていたり同席面接、同行訪問も多いので、十分な研修を受ける余裕はない
- ・人事上の職階とSV任命は必ずしも同じではなく、その職階に承認してもSVに任命されない職員もいる
- ・SVになる前に研修を受けておきたかった

<ヒアリングを経ての感想と意見>

1) 児童福祉司の養成に十分な時間をかけると力量は確実に向上し、ヒアリングした2年目のSV（複数）は人格的にも仕事面でも、信頼できる職員に育っていた。

大阪府が作成した児童福祉司の養成3年プログラムを一つのモデル（今後の議論のたたき台）にしてはいかがか。

2) SV任用前研修を行ってはどうか。現行のように、SV発令後に子どもの虹やあかしで研修を受けるが、例えば児童福祉司6年目以降から受けられるようにすれば、SV発令前でも「中核的・リーダー職員」として、資質の向上と職員のモチベーションアップにもつながる。

# 江口委員

## 提 出 意 見

大阪府中央子ども家庭センター  
江 口 晋

### ○人材養成等のあり方について

- ・児童相談所における、法律上強い権限行使においては、責任の所在が明確である必要があり、現時点では地方自治事務の枠組みの中で、地方公務員として福祉専門職集団を形成することが必要である。
- ・相談援助活動に従事する者にとって、まず基本的な相談援助的なソーシャルワークの技術を習得することが大切であることは論を待たない。一方、急増する児童虐待相談対応においては、その多くが保護者の意図とは関係なく通告を契機として始まることが多く、子どもの安全安心の確保が最優先されることから介入的なソーシャルワーク技術が求められる。
- ・介入的ソーシャルワークを進め、必要な法的権限を適切に行行使するためには、関係法律及び制度の理解と現場での執行経験の積み重ねが大変重要であり、このような経験を積み重ねるための仕組みが必要であり、任用後に実務経験を積んで身に付けていく以外の方法は考え難いと考える。  
(自治体への職員派遣研修などの仕組みなどの検討)

### ○人材確保等について

- ・人々の生活課題が多様・複雑化する中で、地方自治体は多様化・複雑化する住民のニーズに対応していくことが求められる。
- ・そのためには、地方公務員としての福祉専門職のキャリア形成を見据えた人事異動のルール化、計画的な人材育成と専門性蓄積の一元管理を進めることが必須である。 【資料1】
- ・一方、専門職採用にあたっては受験者の確保が重要であるが、採用選考に十数年関わってきた経験からは、採用者のうち、社会福祉系（学部・学科等）出身者は半分にも満たない状況であり、その他は社会学・教育学・心理学系が占めている状況である。また、合格通知後の辞退者も毎年数名いる現状である。（辞退理由の多くは児童相談所設置義務のない自治体等に合格したことによる。）
- ・大阪府の近隣の福祉系大学の進路状況を見ると、公務員や福祉関係に就職している学生の割合は高くない現状である。
- ・また、現場で専門職としての人材の育成の核となる、スーパーバイザーの養成は急務である。また行政権限を適切に行行使するためには、児童福祉司等が確実に遂行できるよう幹部職員による監督・指導が必要である。  
➡行政機関としての意思決定・判断と臨床的指導・教育の整理が必要。 【資料2】
- ・また、市区町村と児童相談所の切れ目ない、地域ごとの相談援助活動を進めていくためには、児童虐待以外の分野の相談援助技術・経験の蓄積も大変重要であり、特に里親ソーシャルワークについては、計画的にSVが可能な人材の養成を進めることが肝要である。 【資料3】

- ➡福祉専門職のキャリアパスの見える化を進めるためには、各職階に求められる能力及び専門性、業務経験、自治体内での異動のルートなどの道筋を示していくことが必要であり、自治体毎の実情に合わせて検討することが望ましい。

### ○資格・任用等について

- ・子ども家庭福祉分野において必要な専門性を有する人材の確保、育成が必要であると認識している。そのための資格の導入の検討も否定されるものではないと考える。
- ・資格を任用要件の一つに加える方向性については反対しないが、有資格者だけを任用要件にする方向性については、人材確保が困難となるため反対である。入口は広くしておくことが必須であり、現実的である。

## 地方公共団体の福祉専門職としての基盤養成

### キャリア形成を見据えた人事異動等のルール化

- ・採用時から3系【本庁系・相談援助系・直接援助系）を経験する異動のルール化
- ・個別援助技術の蓄積を基本として、福祉職としての価値観を最初に獲得
- ・他職種の業務を一定期間経験
- ・市町村等との人事・研修交流

個人としての資質向上

- ・OJT ・Off-JT（自主研修、勉強会）

府職員としての育成

- ・府政全体の課題理解 ・コンプライアンス
- ・予算の理解 ・行政事務 ・福祉行政の知識

## 計画的な人材育成、高度な専門性蓄積の一元管理

### 本庁系（マクロソーシャルワーク）

- ・福祉課題探究力
- ・コミュニケーション力（折衝・調整・合意形成）の育成
- ・福祉施策立案や評価、サービスの体制の管理などの養成
- ・地域・現場で生起する問題・課題を整理し解決していく総合力

大阪府福祉施策への参画

### 相談系（メゾソーシャルワーク）

- ・地域ネット形成、市町村・NPO等への支援・コンサル、コーディネートなど地域福祉活動
- ・要支援児者の権利擁護
- ・困難ケース対応力
- ・SV力強化・管理運営能力養成
- ・アセスメント力、行政機能と臨床機能の統合力育成

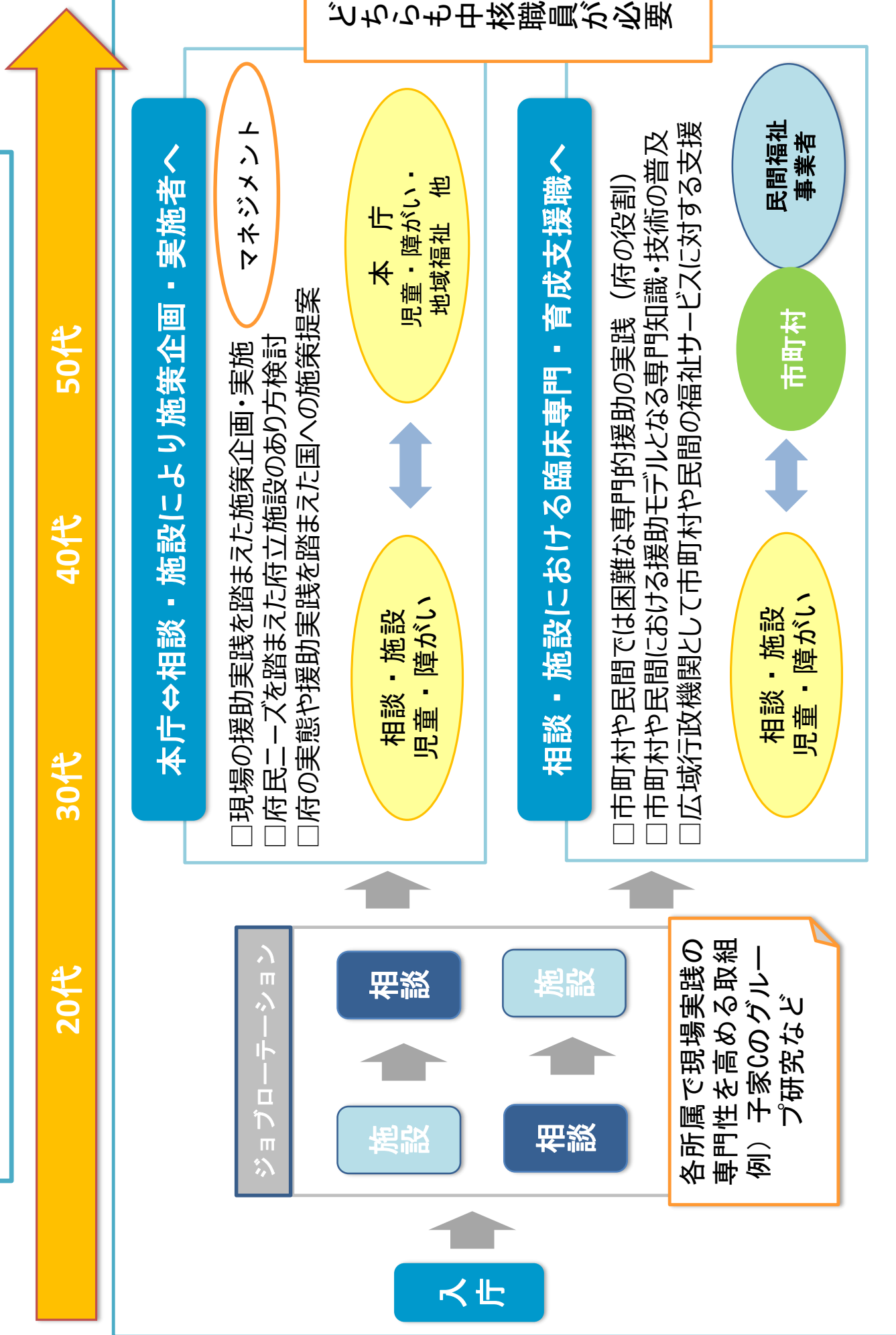
行政権限とソーシャルワーク展開の統合、高度な専門性と熟練

### 直接援助系（ミクロソーシャルワーク）

- ・個人家族への援助技術の養成
- ・市町村・民間支援のための企画調整能力
- ・支援困難ケースへの先進的な援助技術の開発とSV力強化

府立施設としての高度な専門性  
相談援助における専門性確保

# 福祉専門職（CW・CP）のキャリアパスイメージ





# 児童福祉司スーパーバイザーの配置について

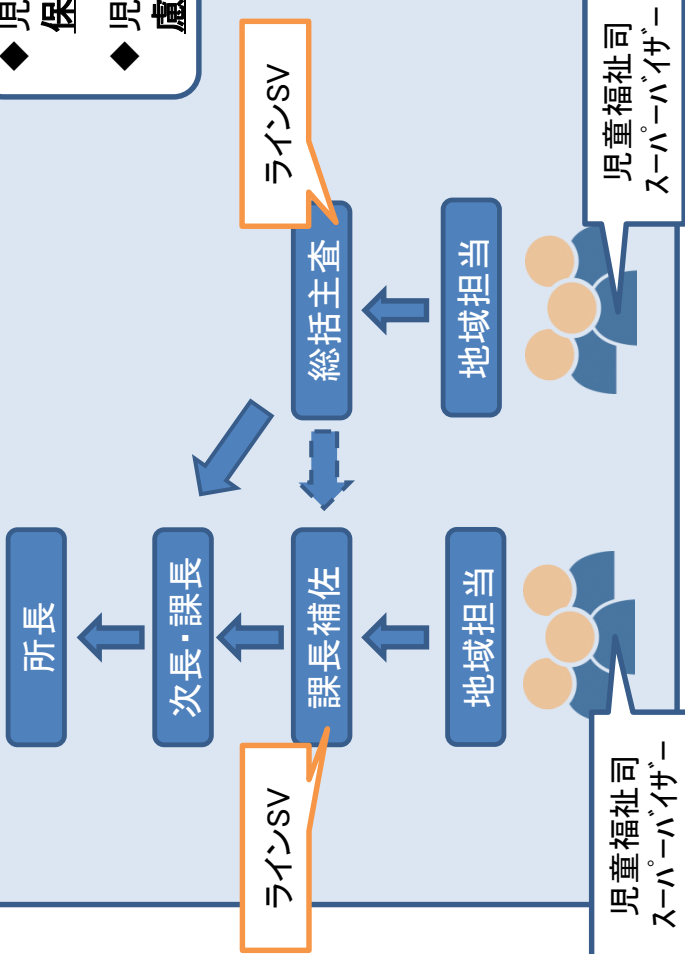
## 背景と現状

- ◆ 法改正により「児童相談所に、他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）を配置し、その要件は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とす」（同法第13条第5項）とされた。
- ◆ また、その配置基準は、政令による基準（スーパーバイザー以外の児童福祉司5人に1人）を参酌して都道府県が定めることとされた。
- ◆ 本府では現在、課長補佐、総括主査がそのスーパーバイザーの役割を一手に担っており、今後の児童福祉司の増加に伴い、適切な指導及び教育は困難になることが予測される。

## 児童福祉司スーパーバイザー配置の目的

決裁ラインの補佐・総括とは別に「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した主査・副主査」を児童福祉司スーパーバイザーとして配置し、スーパーバイザーとしての役割を組織内で適切に分担する。

## 配置イメージ



- ◆ 児童福祉司スーパーバイザーは地域担当の一員として位置づけられ、一時保護、施設入所等の行政処分にかかる判断・決裁はラインSVが行う。
- ◆ 児童福祉司スーパーバイザーはSVを行う分、担当する地域のケース数を配慮する。

ラインSV

ラインSV

ラインSVが担うSV

行政機関としての意思決定にかかる判断・決裁、リスクマネジメントを伴う判断

例) 一時保護・入所措置等の判断・決裁

課員に対する臨床的指導及び教育

例) 面接の同席・家庭訪問の同行など

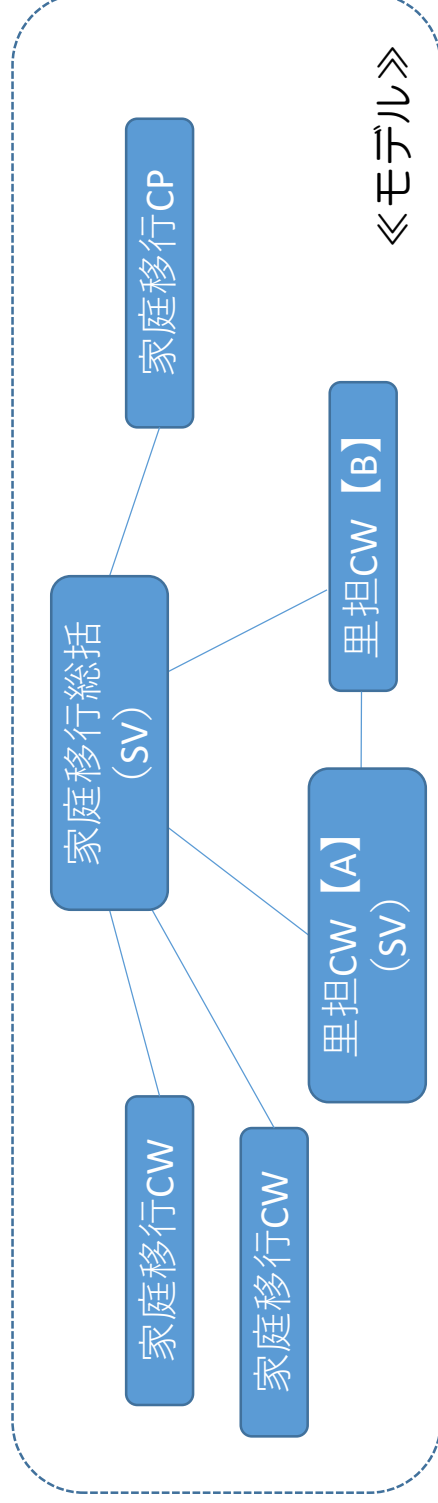
児童福祉司SVが担うSV

児童福祉司スーパーバイザー

児童福祉司スーパーバイザー

## 家庭移行推進チームの強化

- **家庭移行担当総括の配置**  
里親ソーシャルワークの進捗管理を行いながら、チーム内でのSV体制の強化を図る。
- **家庭移行推進担当児童心理司の配置**  
家庭移行を推進させるために、子どもと保護者のアセスメントを強化し、児童福祉司と児童心理司によるチームアプローチにより支援を充実させる。また、特に里親に委託している子どもたちについて、児童心理司としてのかかわりを強化する。
- **里親担当者の複数配置**  
里親ソーシャルワークを業務分担することにより、里親委託の更なる推進、里親と委託児童の適切なマッチングや重層的な支援の実施、里親支援機関の育成等を目指す。また、ベテラン里親担当者から経験の浅い里親担当へのSV機能を強化する。



# 栗原委員

項目	内容											
研修主旨	<p>日本ソーシャルワーカー連盟(※1)の主催により、各職能団体の基幹研修を修了した者等を対象に、その所属機関が属する分野を問わず、子ども虐待の予防及び子ども家庭福祉分野にも対応できるソーシャルワーカーの養成を目指し実施するもの。</p>											
研修目標	<p>すべてのソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）が子ども家庭福祉領域における支援の起点を担えるようになる。「虐待をさせない環境作り」を主眼に、虐待の発生要因となる課題にアプローチする。</p> <p>このため、日常業務においてソーシャルワークを行う際に家族全体を視野に入れたアセスメントが可能となるよう、生活を支え、人権保障を基盤とし、子どもの健やかな育ちを保障するための視点と知識を修得する。</p> <p>&lt;共通プログラム&gt;</p> <p>すべてのソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）が子ども家庭福祉領域における支援の起点を担えるようになる。</p> <p>マルトリートメント（不適切な養育）が見られる家庭を地域で支え、人権保障を基盤とする子どもの健やかな育ちを保障するためのソーシャルワークを行うための視点と知識を修得する。</p> <p>&lt;専門プログラム&gt;</p> <p>とくに子ども家庭福祉領域における支援の経験があるソーシャルワーカーが、子ども虐待事例への支援に必要な知識・技術を修得し、高度な専門実践が担えるようになる。</p> <p>共通プログラムで学修した内容をさらに深め、子ども虐待の防止から対応まで、地域における子ども家庭福祉の専門職として最前線で活躍できるような実践力を形成する。</p>											
研修内容	<p>●共通プログラム</p> <table border="1" data-bbox="344 1379 1430 1843"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 1379 424 1458">No.</th> <th data-bbox="424 1379 517 1458">時間 (分)</th> <th data-bbox="517 1379 916 1458">講義タイトル</th> <th data-bbox="916 1379 1430 1458">含むべき内容（例示）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 1458 424 1843">1</td> <td data-bbox="424 1458 517 1843">90</td> <td data-bbox="517 1458 916 1843">子どもの権利擁護</td> <td data-bbox="916 1458 1430 1843"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利条約の理念、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正経過との関係について</li> <li>・ 我が国における子どもの権利擁護体制に関わる知識（とくに児童相談所に期待される社会的役割）</li> <li>・ 子どもの声を聴くことの意義と方法</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				No.	時間 (分)	講義タイトル	含むべき内容（例示）	1	90	子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利条約の理念、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正経過との関係について</li> <li>・ 我が国における子どもの権利擁護体制に関わる知識（とくに児童相談所に期待される社会的役割）</li> <li>・ 子どもの声を聴くことの意義と方法</li> </ul>
No.	時間 (分)	講義タイトル	含むべき内容（例示）									
1	90	子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利条約の理念、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正経過との関係について</li> <li>・ 我が国における子どもの権利擁護体制に関わる知識（とくに児童相談所に期待される社会的役割）</li> <li>・ 子どもの声を聴くことの意義と方法</li> </ul>									

	2	90	地域共生社会とソーシャルワーカー—虐待を発生させない地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県、市町村の責務に関する知識（主に市町村）</li> <li>・ 子どもが生活する地域の子育て支援、保育園、学校、学童等の現状を理解しながら、地域共生社会の実現とソーシャルワークを結びつける</li> <li>・ 児童家庭支援センター、子育て短期支援事業などの在宅支援のための社会資源の拡充</li> <li>・ アウトリーチの実践例（孤立しがちな子ども・子育て家庭と地域との接点を増やすマイクロ、メゾ、マクロ実践例など）</li> </ul>
	3	90	公衆衛生としての虐待予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども虐待の社会的影響を踏まえ、子ども虐待予防が社会全体で取り組むべき目標であることの基礎的理解</li> <li>・ ポピュレーションアプローチの意義と方法について知り、ソーシャルワーカーの責務や役割と結びつける（虐待の疑いに気づく局面、ソーシャルワーカーに情報提供等があった場合の対応等を含む）</li> <li>・ とくに、母子保健、精神保健福祉、医療福祉に関わる基礎知識（特定妊婦、産後ケア、各種健診の意義を含む）</li> </ul>
	4	90	子どもの貧困	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの貧困に関わる基礎知識</li> <li>・ 子どもがおかれた現状（ヤングケアラー、ネグレクトについての理解を含む）</li> <li>・ 学校や地域の子どもの居場所等との連携及び支援の実際</li> </ul>
	5	90	子どもの発達と障害 ※120分とすることも検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの発達に関する基礎知識（心身障害、発達障害を含む）</li> <li>・ アタッチメントの形成と虐待等の逆境体験の影響</li> </ul>
	6	90	社会的養護の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設、里親等の社会的養護制度の中で生活する子どもの成長と自立の支援</li> <li>・ パーマネンシー保障</li> <li>・ 家庭養護・家庭的養護とチーム養育の発達</li> </ul>

	7	90	家族理解①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法制定70年における社会と家族の関係</li> <li>・ 家族内で生じてきた課題の理解（家族全体を理解することの意義を含む）</li> </ul>
	8	90	保護者支援①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育者支援について（直近の研究等）</li> <li>・ 保護者の行動変容を促す各種プログラム（家族療法や認知行動療法なども視野に）</li> </ul>
	計	720		
研修方法	Zoom 等を用いたオンライン研修方式（予定）			
受講対象	日本ソーシャルワーカー連盟の各構成団体における基幹研修の修了者(仮)			
その他				

※1 日本ソーシャルワーカー連盟は、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会の4団体で構成されている。